

医政発0112第1号
職発0112第1号
社援発0112第1号
老発0112第1号
平成29年1月12日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長 } 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公印省略)

「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に
基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実
施に関する指針」について」の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づ
き我が国に入国するインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、イン
ドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者の受入れの仕組
み及びその運営に関する基本的事項の留意点等については、「「経済上の連携
に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野
におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針」について」(平
成20年5月19日医政発第0519001号、職発第0519001号、社援発第0519001号、老発第0519004号)により示しているところ
である。当該通知については、今般、本日付けで「経済上の連携に関する日
本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるイ
ンドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部を改正する件」(平
成29年厚生労働省告示第7号)が告示され、平成29年4月1日から適用するこ
ととされたことを踏まえ、別添1の新旧対照表のとおり改正し、平成29年4月
1日から別添2を適用することとしたので、御了知願いたい。